

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会（第15回）-議事要旨

日時：平成20年2月27日（水曜日）13時30分～15時

場所：経済産業省別館2階第233共用会議室

議題

1. 工場立地法検討小委員会報告書を受けた見直し案について
2. 太陽光発電施設の工場立地法上の扱いについて

出席者

和田委員長、太田委員、大西委員、塩崎委員、下村委員、土屋委員、半田委員、前田委員

議事要旨

事務局から、資料1「工場立地法検討小委員会報告書を受けた具体的見直し案」、資料2「視覚的な緑の状況による新規制手法検討試案」、資料3「生産施設面積規制の見直しに関する試算結果」及び資料4「太陽光発電施設の工場立地法上の扱いについて（案）」について説明し、審議を行った。主な発言は以下のとおり。

1. 工場立地法検討小委員会報告書を受けた見直し案について

緑地規制の見直しについて

- 資料2の1ページについて、「圧迫感の緩和」という新たな観点を持ち込んでいるが、工場立地法の規制趣旨である「工場と周辺住環境との調和」を拡げて、景観的な概念を導入することはどうか。あくまで、緑地を確保できないときの代替措置という整理に留めるべき。
- 資料2の1ページについて、「緑による工場施設の圧迫感の軽減の度合いを示す指標」を検討するとあるが、圧迫感の軽減ということからすれば、例えば工場の外壁がカラーコーディネートされている場合も当てはまるのではないか。
- 小委員会報告書に書かれた「視覚的な緑量評価」が、今回「施設遮蔽率」という限定的な概念に狭まっているように思う。単に建物を隠せば良いというものではないので、例えば接道部への高木整備率を評価するなど、幅広く解釈できる規定にした方が良いのではないか。
- 景観を考慮して周辺との調和を図るという考え方は、現在の風潮に合っているが、景観的な概念といっても様々であり、それら全てを工場立地法の規制趣旨に盛り込むのは困難なことから、今回の提案のように「施設遮蔽率」で機械的に判断するという整理はやむを得ないと思う。
- 「施設遮蔽率」という用語は、隠せばそれで良いというような時代に逆行した思想を感じさせるため、例えば「施設緑認率」といった別の言葉で定義する工夫を望む。
- 現行規定において、壁面緑化施設は緑地面積の1/4までしか面積に算入されない制限があるが、「施設遮蔽率」でも同様に扱うことになるのか。

生産施設面積規制の見直しについて

- 将来的には規制撤廃が妥当という小委員会の結論を踏まえた大幅な緩和であり、良い。
- 自分の業界では、現行の生産施設面積率においても余裕があるため、緩和による実態的な影響はない。
- 業種によって状況は異なるのではないか。

2. 太陽光発電施設の工場立地法上の扱いについて

- 太陽光発電施設は、クリーンエネルギーとして今後設置が進むと思われる。環境負荷も少ないし、人家の少ないところに設置する場合について、勧告適用除外を可能とする扱いには賛成である。
- 太陽光発電施設は発展途上の技術であり、今後、例えばパネル以外の付属設備が標準化され、これが環境負荷の原因となるような可能性が否定できない以上、当面の扱いとしては、パネルの設置に限定した適用除外の扱いとする必要があるのではないか。

3. その他

- 生産施設面積規制の見直し等に係る準則（告示）の改正案については、3月27日に開催予定の産構審地域経済産業分科会に諮る予定。

文責：経済産業政策局地域経済産業グループ地域経済産業政策課

関連リンク

[工場立地法検討小委員会](#)

最終更新日：2008年2月28日